

- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数152人について、バス6台、福祉車両4台。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知（施設敷地緊急事態で、自家用車等により帰宅）。

	想定対象人数※1	必要車両台数			備考
		バス※2	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
在宅の避難行動要支援者及びその支援者を避難先施設に輸送	47人 (要支援者33人 + 支援者14人)	2台 (要支援者27人 + 支援者8人)	0台	3台 (要支援者6人 + 支援者6人)	【バス】 2ルートそれぞれ必要台数を算出した合計値
在宅の避難行動要支援者について、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※4	10人 (要支援者5人 + 支援者5人)	0台	3台 (要支援者5人 + 支援者5人)	0台	
上記以外の施設敷地緊急事態要避難者等を避難先施設に輸送	90人	4台 (90人)	0台	0台	90人全員がバスにより避難 【バス】 2ルートそれぞれ必要台数を算出した合計値
観光客等の一時滞在者の避難	5人	1台 (5人)	0台	0台	1日あたりの観光施設の入場見込人数88人のうち、約95%が自家用車や観光バスで来場する想定で、その5%を想定対象人数として算入【P31参照】
合計	152人	6台※5	4台※5		

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値
 ※2 バスは1台あたり25人の乗車を想定
 ※3 ストレッチャー、車椅子どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由に変えられる車両を配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要台数を積算
 ※4 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、輸送等の準備が整うまで放射線防護対策施設に屋内退避
 ※5 必要車両台数については、相乗りや近隣の施設までのピストン輸送等により重複しており、合計値が合わない場合がある

- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数81人について、バス5台、福祉車両2台。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知（施設敷地緊急事態で、自家用車等により帰宅）。

	想定対象人数※1	必要車両台数			備考
		バス※2	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
学校の児童等を避難先施設に輸送	31人 (児童等12人 + 職員19人)	2台 (児童等12人 + 職員19人)	0台	0台	【バス】 保護者への引き渡しによりその分必要台数は減少【P26参照】 2ルートそれぞれ必要台数を算出した合計値【P39参照】
在宅の避難行動要支援者及びその支援者を避難先施設に輸送	28人 (要支援者19人 + 支援者9人)	2台 (要支援者16人 + 支援者6人)	0台	2台 (要支援者3人 + 支援者3人)	【バス】 3ルートそれぞれ必要台数を算出した合計値
在宅の避難行動要支援者について、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※4	0人	0台	0台	0台	
上記以外の施設敷地緊急事態要避難者等を避難先施設に輸送	22人	3台 (22人)	0台	0台	22人全員がバスにより避難 【バス】 3ルートそれぞれ必要台数を算出した合計値
合計	81人	5台※5	2台※5		

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値
 ※2 バスは1台あたり25人の乗車を想定
 ※3 ストレッチャー、車椅子どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由に変えられる車両を配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要な台数を積算
 ※4 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、輸送等の準備が整うまで放射線防護対策施設に屋内退避
 ※5 必要車両台数については、相乗りや近隣の施設までのピストン輸送等により重複しており、合計値が合わない場合がある

女川地域の緊急時対応（概要版） ②PAZにおける避難・屋内退避の考え方

区域	種別※1	対象者数 (うち支援者数)	避難等の流れ			備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
PAZ (発電所から概ね5km圏内)	施設敷地緊急事態(原災法10条)で避難開始	避難行動要支援者(在宅)	223人 (91人)	<p>避難準備を開始</p> <p>対象者 223人 女川町 187人 石巻市 36人</p> <p>＜避難可能な者:213人＞</p> <p>一時集合場所 支援者とともにバス7台、福祉車両7台で避難(女川町121人、石巻市28人)</p> <p>支援者の車両で避難(女川56人、石巻8人)</p> <p>＜避難の実施により健康リスクが高まる者:10人＞ 福祉車両3台で移動(女川10人、石巻0人)</p>	<p>避難所受付ステーション 女川:栗原市若柳総合体育館 石巻:宮城県大崎合同庁舎</p> <p>避難所又は(福祉避難所) 栗原市3(22)施設 大崎市60(25)施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者は、避難所受付ステーションを経由して、指定された避難所へ避難。 避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者は、近隣の放射線防護対策施設へ移動。
		避難行動要支援者(学校)※2	31人 (19人)	<p>対象施設 石巻市(2施設 31人)</p> <p>＜保護者へ引き渡しができなかった児童等＞</p> <p>バス2台で避難</p>	<p>避難所受付ステーション 宮城県大崎合同庁舎</p> <p>避難所 大崎市60施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校の児童等は、警戒事態になった場合、授業を中止し、保護者への引き渡し。 保護者へ引き渡しができなかった場合は、施設敷地緊急事態で避難を行い、避難先で保護者に引き渡し。
		その他の要避難者(妊婦、授乳婦、乳幼児等)	112人	<p>避難準備を開始</p> <p>対象者 112人 女川町 90人 石巻市 22人</p> <p>一時集合場所 バス7台で避難</p>	<p>避難所受付ステーション 女川:栗原市若柳総合体育館 石巻:宮城県大崎合同庁舎</p> <p>避難所 栗原市3施設 大崎市60施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦、授乳婦、乳幼児等の避難に時間を要する者は、施設敷地緊急事態で避難を開始。
		一般住民	778人	<p>一般住民の避難準備を開始</p> <p>対象者 778人 女川町 270人 石巻市 508人</p> <p>一時集合場所 バス13台で避難(女川町100人、石巻市165人)</p> <p>自家用車で避難(女川町170人、石巻市343人)</p>	<p>避難所受付ステーション 女川:栗原市若柳総合体育館 石巻:宮城県大崎合同庁舎</p> <p>避難所 栗原市3施設 大崎市60施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住民はあらかじめ定められた避難所へ避難。 自家用車を利用可能な者は自家用車で移動。自家用車が利用できない者は、宮城県、女川町及び石巻市が手配した車両等で移動。
	PAZ内人口	1,113人				

※1 PAZ内に医療機関、社会福祉施設はなし。

※2 学校の避難行動要支援者は、他の種別と重複している。

1. 改定の目的

「大飯地域の緊急時対応」は、平成29年10月に開催された福井エリア地域原子力防災協議会で取りまとめ・確認が行われ、同月に原子力防災会議にて確認結果の報告及び了承がなされたところ。

その後、「大飯地域の緊急時対応」及び「高浜地域の緊急時対応」の実効性の検証を目的として、平成30年8月に大飯発電所及び高浜発電所を対象とした国の原子力総合防災訓練を実施し、平成31年3月に、「平成30年度原子力総合防災訓練実施成果報告書」を取りまとめた。

今般の「大飯地域の緊急時対応」の改定は、同報告書における訓練の教訓事項等を踏まえ、緊急時対応のより一層の具体化・充実化を図るために行うもの。

2. 改定のポイント

〈改善①〉 大飯発電所及び高浜発電所がともに被災した場合における対応の明確化

オフサイトセンター要員の集約、国からの要員派遣先及び現地本部の設置場所の明確化

- 高浜発電所の単独の故障以外については、国の要員等の参集が地理的に容易である大飯オフサイトセンターに一元化
- 要員の集約先等の判断は、事故警戒本部本部長（原子力規制委員会委員長及び内閣府政策統括官（原子力防災担当））が、両発電所の事態進展を踏まえて実施
- 既に参集している要員は、この判断の後、速やかに集約先のオフサイトセンターへ移動を開始

対応方針

大飯地域及び高浜地域における避難先の明確化

- 両発電所の原子力災害対策重点区域の住民の避難先について、府県内、府県外ともに、重複無く確保されていることを確認

対応方針

〈改善②〉 府県外への避難に係る連携体制の強化

広域避難先等の調整を行う関西広域連合（事務局：兵庫県庁）との情報共有システムの整備

- 広域避難先等の調整を行う関西広域連合（事務局：兵庫県庁）と、住民避難に係る情報共有が円滑に行えるよう、TV会議システムを整備

対応方針

〈改善③〉 広域的な避難経路確保体制の強化

除雪体制の強化

- 豪雪時における除雪計画、広報計画の調整等を目的とし、原子力災害時に限らず、道路管理者、警察、気象台、利用者団体等から構成される情報連絡本部を、国道事務所に設置、対応。

対応方針

〈その他主な改善〉

- 住民への情報伝達手段の多様化
 - ・ 発電所の状況等の情報を伝達するため、複数の手段を準備。
- 放射線防護施設の整備
 - ・ 放射線防護施設として新たに4施設整備。
- 一元的な交通規制を行うための調整の場を設置
 - ・ 広域避難を円滑に行うため、一元的な交通規制が必要になった場合は、オフサイトセンターにおいて、国、自治体、実動組織等の関係者による協議の場を対策本部に設け、道路管理者等からの道路等の被災状況等の情報も踏まえつつ、対処。
- 避難行動要支援者等の避難における対応の強化
 - ・ 避難行動要支援者等の避難において、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩を取る等のケアを実施。
- 避難退域時検査場所における渋滞緩和
 - ・ 避難退域時検査場所内外に誘導員や案内板等を配置。
- 安定ヨウ素剤の配備等の充実
 - ・ 緊急配布に備え、両発電所のPAZの学校等における安定ヨウ素剤の備蓄体制を強化。

(参考) 「大飯地域の緊急時対応」の改定ポイント

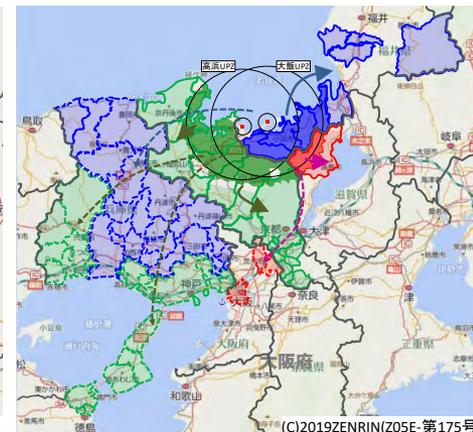
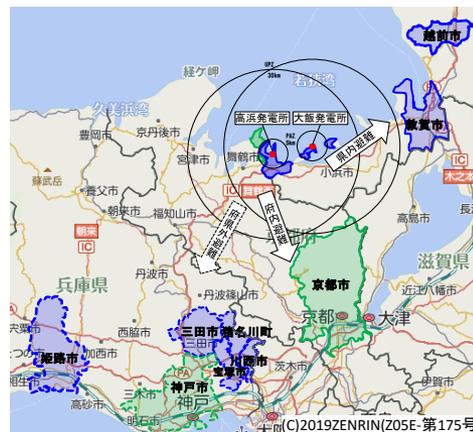
改善① 大飯発電所及び高浜発電所がともに発災した場合における対応の明確化

- 高浜発電所の単独の故障以外については、国の要員等の参集が地理的に容易である大飯オフサイトセンターに一元化し、対応にあたる。
- 要員の集約先等の判断は、事故警戒本部本部長(原子力規制委員会委員長及び内閣府政策統括官(原子力防災担当))が、原子力事業者等より報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断された際に、大飯発電所及び高浜発電所の事態進展の状況を踏まえて判断する。
- 既にオフサイトセンターに参集している要員は、この判断の後、速やかに集約先の大飯オフサイトセンターへ移動を開始する。

- 大飯地域及び高浜地域のPAZ・UPZ内の住民の県内避難先及び県外避難先は、重複なく確保済み。

<PAZ内の住民の避難先>

<UPZ内の住民の避難先>



<要員の集約先(国要員等の派遣先)>

	大飯発電所		
	警戒事態の解除	故障要因による警戒事態の発生、そのおそれ	不明
警戒事態の解除	福井県大飯オフサイトセンター	福井県大飯オフサイトセンター	福井県大飯オフサイトセンター
故障要因による警戒事態の発生、そのおそれ	福井県高浜オフサイトセンター	福井県大飯オフサイトセンター	福井県大飯オフサイトセンター
不明	福井県高浜オフサイトセンター	福井県大飯オフサイトセンター	福井県大飯オフサイトセンター



改善② 府県外への避難に係る連携体制の強化

- 福井県、京都府及び滋賀県からの要請を受け、避難先自治体との受入調整や輸送手段の確保等を迅速かつ確実に実施するため、関係機関と必要な情報について円滑に共有できるような関西広域連合(事務局:兵庫県庁)にもTV会議システムを配備。

改善③ 除雪体制の強化

- 集中的な大雪に備えて、各関係機関(国土交通省、県、市、高速道路株式会社、警察等)で構成される情報連絡本部を、国道事務所に設置、対応。

<情報共有のイメージ>

関西広域連合
(事務局:兵庫県庁)

福井県庁
京都府庁
滋賀県庁

TV会議システム

- 知事同士の会議による避難の受入要請
- 避難者数等の情報共有
- 住民避難オペレーションの検討

- ◆ 受入れ調整の要請
- ◆ 避難者数等の情報の提供
- ◆ 輸送手段の調達の要請

- ◆ 避難先の確保
- ◆ 輸送手段の確保

<福井県における情報連絡本部(例)>

